

○山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター規程

平成26年1月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所規程第8条に規定する山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター(以下「センター」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 センターは、医学の教育・研究に必要な設備・機器を適正に管理することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医学の教育・研究に必要なセンターが所掌する設備・機器の維持管理に関すること。
- (2) その他センターについて必要な業務

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただしセンター長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター主任)

第6条 センターに主任を置き、センターへ主担当教員として配置された教員をもって充てる。

2 主任は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

(協力員)

第7条 センター業務に協力するため、協力員を置くことができる。

2 協力員は、医学部、医学部附属病院及び医学系研究科に主担当教員として配置された教員の中から、センター長が指名する。

3 協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第8条 センターの事務は、研究支援課において遂行する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日)

この規程は、平成27年3月6日から施行する。

附 則(平成28年3月15日)

この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月21日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日)

この規程は、平成30年3月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和4年4月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。